

主要記事の要旨

地方議会の公開と会議録をめぐって

大山英久

- ① 国会は、憲法で、「両議院の会議を公開」し、「両議院は、会議の記録を保存し、公表し、且つ一般に頒布しなければならない」と定めており、地方議会は、地方自治法で、「議会の会議を公開」し、「会議録を作成する」ことを定めている。ここで規定している「会議」は、本会議をさしている。その会議録に関しては、地方議会では、国会のような公表や頒布が規定されていない。
- ② 委員会については、国会は、「議員の外傍聴を許さない（報道関係者等、委員長の許可を得たものは除く）」し、会議録も「印刷して各議員に配布する」としか規定していない。地方議会においては、委員会を「条例で置くことができる」と規定しただけで、具体的な対応は、委員会条例等によっている。
- ③ 委員会は、(ア)議員の数が多い本会議で審議すると、膨大な時間が必要になる、(イ)短い会期で多数の議案を審議するには、審査を分担し、それを本会議に報告するようにしないと審議しきれない、(ウ)よく知った少数の議員で審査したほうが正確で迅速である、(エ)本会議だけで審議しているとなかなか決着がつかない、(オ)傍聴人のいないところで自由に発言し懇談する必要がある、などのために設けられた、本会議に先立って審査する予備的機関であった。こうして、議案ごとに特別委員会が設置されたが、次第に、同様な議案は同一の委員会にまとめられるようになっていった。
- ④ そして、委員会は、あくまで本会議の予備会議であり、その報告は議院に提出されるなどのため、公開する必要がない、あるいは、公開しなくても弊害がない、と考えられた。しかし、現在では、制度上は公開でないが、実質的には公開と解釈される。
- ⑤ 地方議会においては、平成13年に施行された、いわゆる「情報公開法」を契機として、議会を執行機関とした情報公開条例の改定や制定、あるいは、議会独自の情報公開条例の制定が行われた。
- ⑥ 現在、すべての都道府県議会で、本会議の傍聴と会議録を公開している。委員会については、傍聴及び会議録の公開とも、対応が様々である。本会議の会議録は、現在、すべての都道府県で、インターネットで閲覧できるようになっており、委員会についても、提供が進んでいる。
- ⑦ 地方議会の会議録等の提供、議会の中継、広報、傍聴、情報公開状況等について、一覧にまとめてみた。

地方議会の公開と会議録をめぐって

大山英久

目次

はじめに

I 議会の公開と会議録

II 「議会の会議」とは何か

III 委員会制度

1 委員会とは何か

2 なぜ委員会を設置するのか

3 委員会制度の推移

4 委員会はなぜ公開されなかったか

IV 地方議会の公開

V 地方議会の提供情報について

1 会議録データベース

2 中継、録画

3 刊行物

おわりに

別表 地方議会の会議録等の公開状況

はじめに

議会の会議録は、議会活動の重要な成果物の一つである。議会や会議録を公開することは、議会の大きな情報発信行為である。国会にあっては、本会議を公開し、会議録を作成して頒布することが規定されている。委員会については法的に求められているわけではないが、ほぼすべての委員会において、実質的には公開され、会議録も公開されている。一方、地方議会（本稿においては、地方議会という場合は都道府県議会に限定する）においては、国会と同様に、本会議は公開され、会議録が作成され公開されている。ところが、委員会に関しては、本会議と異なり、扱いはさまざまである。委員会の会議をすべて公開しているところから、一部の委員会に限って公開しているところ、全く公開していないところに分かれている。更に、委員会の会議録に関しても、すべて公開しているところから、公開条例に基づいて請求すれば開示するところ、そもそも、速記による発言記録のないところなど、対応が様々に分かれている。

本稿は、主に、会議の公開と会議録の公開を中心に、各地方議会の情報提供状況について、具体的に調べたものであり、併せて、そのような多様な状況を生み出している委員会制度の背景について、概観したものである。

I 議会の公開と会議録

国会はもちろんのこと地方議会も、その設置の根拠は憲法によっている。そして、会議の公開や会議録に関しては、国会は憲法や国会法で、地方議会は地方自治法や条例で規定してい

る。

「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関」（憲法第41条）であり、「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成」（同第42条）する⁽¹⁾。更に、憲法第57条で「両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。」と、会議の公開と会議録の作成及び頒布（公開）を義務付けている⁽²⁾。ところが、委員会の審議の公開については、「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」（国会法第52条）と規定しているに過ぎず、委員会の会議録については、衆議院規則や参議院規則で、「印刷して各議員に配付する」としているだけであり、規定上は、公開とはいえないであろう。

しかし、委員会の会議録を含め国会の会議録は、現在、インターネットによってすべて閲覧できるようになっているが、それ以前から、国立国会図書館において、いつでもすべての（秘密会を除く）委員会の会議録を閲覧することができた。更に、国立国会図書館を通じて都道府県の議会図書室に会議録は送付されていた。この議会図書室は地方自治法第100条第17項に根拠を有する必置機関であり、同条第15項では、「政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を…（中略）…送付しなければならない」としており、更に、同条第18項で議会図書室は、「一般にこれを利用させることができる」と規定している。従って、議会図書室が、上記

(1) 帝国憲法でも、第33条「帝国議会ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス」となっており、伊藤博文は「両院合同して一つ帝国議会を成立し以て全国の公議を代表す」と解説している。（伊藤博文『帝国憲法義解』国家学会、明治22（1889）、p.48.）

(2) 同じく、帝国憲法第48条「両議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコトヲ得」を、伊藤は「議院は衆庶を代表す故に討論可否之を衆目の前に公にす但し議事の秘密を…」と説明している。（同上、p.62.）

規定に基づき一般利用を認めているならば、国立国会図書館を利用しなくても、各都道府県でも会議録の閲覧は可能であった。このように、国会の会議録については、実質的に公開していたとみなせよう。

一方、地方議会は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」（憲法第93条）によって設置の根拠が定められ、地方自治法第89条で、「普通地方公共団体に議会を置く」としている。そして、同法第115条で「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」と会議の公開を、また、同法第123条で「議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に…（中略）…会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない」と、会議録の作成を義務付けている。

このように、地方議会においても、会議の公開と会議録の作成は規定しているものの、国会と異なって、会議録の公開は規定していない。しかし、現在は、実質的には、会議録は公開されている。また、委員会については、地方自治法では、「条例で置くことができる⁽³⁾」と規定しているだけで、公開や会議録の作成・公開については何も触れていない⁽⁴⁾。

II 「議会の会議」とは何か

憲法や国会法で「両議院の会議」、「会議の記録」、「議会の会議」という表現を使用しているが、ここで表現されている「会議」とは何を指すのか。

国会法では、「会議」は第6章で規定しており（「第6章 会議」）、その第55条で「議長は、

…（中略）…会議を開くことができる」、第56条第2項で「議長は、これを適当な委員会に付託し、その審査を経て会議に付する」、同第3項で「委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。」等と表現している。一方、委員会や調査会については、「第5章 委員会及び委員」と「第5章の2 参議院の調査会」で規定している上、各章の中では「会議」と言う文言は使われていない。さらに第52条第1項では「委員会は、議員の外傍聴を許さない」となっており、憲法第57条の「両議院の会議は、公開とする。」とを照らし合わせれば、「会議」とは、本会議を指すものであって、委員会では「審査をする」のであって「会議を開く」とは言わない。

地方自治法にあっても「議会の会議」であり「議長は会議を」あるいは第132条や第133条が示すように「議会の会議又は委員会」であり、また、国会法と同様に、「委員会」は第5節に、「会議」は第6節にというように、別立てで記載されている。

このように、国・地方いずれにおいても、「会議」は本会議を指し、本会議と委員会は扱いが全く異なる。会議の公開と会議録の作成を規定しているのは本会議だけである。

これは帝国議会にあっても同様である⁽⁵⁾。帝国議会は、大日本帝国憲法第48条で「両議院ノ会議ハ公開ス」としているが、委員会については議院法第23条で、議員の外の傍聴を禁止している。ここでも「会議」と言う文言には、委員会は含まれていない。

(3) 第109条で常任委員会、第109条の2で議会運営委員会を、そして第110条で特別委員会を、条例で置くことができる、としているとしている。

(4) 全国都道府県議会議長会が作成した標準的な条例や規則案に従って、委員会条例や会議規則等が制定され、それによって対応しているところが多い。例えば、中島正郎『議会運営コンサルタント 新訂』三成書房、2000。

(5) 大山英久「帝国議会の運営と会議録をめぐって」『レファレンス』652号、2005.5、pp.41-42。

Ⅲ 委員会制度

ではなぜ委員会は、このように本会議と扱いが異なるのか。本会議と委員会の大きな違いを生み出した背景を考える上で、帝国議会以来の委員会についての考え方や変遷を見る⁽⁶⁾。

1 委員会とは何か⁽⁷⁾

帝国議会においては、委員会を、次のように解釈していたとみられる。すなわち、委員会とは、「多数人から成る団体であって、意思の決定権を有する者より、その意思決定前に準備のために調査研究を委託せられ、団体構成全員が合議に依って、その委託せられたる事柄を処理する委託者（意思決定権を有するもの）の機関⁽⁸⁾」であって、「自ら意思決定権を有せず、常に議決権を有する者のために其の議決前に予審的仕事を為す⁽⁹⁾」ものである。したがって、議会における委員会とは、「議員を委員として組織し、本会議の議決前に、議院より送付されたる特定の事件を審査する、議院の合議的機関⁽¹⁰⁾」である。

2 なぜ委員会を設置するのか

更に、議院に委員会を設置する理由として、以下のようなことが挙げられる⁽¹¹⁾。

①議員の数が多き本会議で質疑討論を行うことは膨大な時間を要してしまうので、少数の議員が審査して、その報告を受けて審議することにより議事進行を速やかにできる。

②短い会期⁽¹²⁾に多数の議案を審議する場合、

議員をいくつかの団体に分けて各団体ごとに議案の審査を分担し、その審査結果を本会議に報告して、本会議で審議するようにしないと、審議しきれない。

③専門的知識を有する議員に審査を委嘱して、その報告を受けて本会議で審議すれば、審査は正確になる上、会議の進行も早まる。

④議案を本会議だけで審議した場合、なかなか帰着点を見出せない。互譲妥協は少人数の懇談の方がうまくいく。

⑤本会議は発言に制限があるので、きちんと審査するためには制限がない状態で行う必要がある。

⑥傍聴人を入れると、議員はそれを意識した対応（袴をつける）になってしまう。委員会で懇談的に審査すれば、打ち解けたり打ち明け話もできるので、問題点の核心が掴みやすくなる。

このように委員会の必要性があるとしたら、本会議は憲法に規定されているのに、委員会については憲法上の規定がないのはなぜか、という疑問が生じるが、これについても、先に「1 委員会とは何か」で述べたように、「委員会は議決機関（本会議）の権限を代行するものではなく、本会議の前に議案の審査をする機関であり、審査自体は何等法律上の効果を外部に齎すものではない」のだから、「議院内部の事務に関する委員会の規定は寧ろ憲法が之を議院法に譲りたるもの⁽¹³⁾」と、解釈していた。

3 委員会制度の推移

このように、帝国議会時代にあつては、委員会は、「ただ単なる本会議の下準備のための純

(6) 委員会についての一般論を議論する場合は、全院委員会を除いて考察する。

(7) 広辞苑（第五版）では、委員会とは、「①委員で構成される合議制の機関。また、その会議。②国会がその権限に属する事項について、衆参両院の本会議で議決するに先立ち、あらかじめ審議または調査させるために、議員の中から委員を選任して設ける機関。常任委員会と特別委員会がある。」となっている。

(8) 田口弼一『委員会制度の研究』岩波書店、1939、p.7.

(9) 同上、p.10.

(10) 同上、p.16.

(11) 同上、pp.27-28.

(12) 帝国議会にあつては、常会でも会期は3ヶ月（90日）であった。

(13) 田口 前掲注(8)、p.30.

(表) 帝国議会（貴族院）の主な常会で開催された特別委員会数

回次	1	4	8	9	10	13	14	15	16	21	22	23	24	25	26
	5	26	52	114	65	147	111	57	80	86	68	68	83	70	79
回次	27	28	30	31	37	40	41	44	45	46	50	51	52	56	59
	109	40	31	57	65	60	68	118	85	66	75	86	39	37	34
回次	64	65	67	70	73	74	75	76	79	81	84	86	92		
	33	29	21	37	40	35	29	35	17	19	13	16	27		

(出典)『貴族院委員会会議録』『貴族院委員会速記録』をもとに、筆者作成

(注) 設置されたが開催されなかったものは入っていない。第13回は、特別通常会。

然たる予備的機関に過ぎない存在であって、議案の審議の過程において委員会の占める地位はきわめて低いもの⁽¹⁴⁾であった。

本会議に付せられる前に、特別に組織された委員会(特別委員会)に、議案は付託⁽¹⁵⁾される。その後、同様な議案は同じ人によって継続的に審議するほうが都合がいいということから、次第に同一委員会に付託する方向をとることで、特別委員会の数は次第に減少し、形の上では現在の常任委員会へ進化する方向が見られる⁽¹⁶⁾。例えば、帝国議会の貴族院において、途中で解散がなく、ほぼ3ヶ月開かれた常会における特別委員会の数を見てみると、上の表のようになる。同様な議案が、同一委員会にまとめられるようになったのは、第52回(昭元12.26~昭2.3.25)からである。

そして、新しい国会の運営では、読会制度の廃止とともに議案は、原則として、議長において直ちに適当な委員会に付託され、委員会の審査をまって後、初めて本会議の審議に移される⁽¹⁷⁾。また、常任委員会では所管する事項について、本会議とは無関係に、会期中に限り議長の承認を得て自主的に調査することができる

上、その調査については本会議に報告する義務はないとされ、更に、法律案の提出権も与えられている⁽¹⁸⁾。また付託に当たっては、原則として本会議に関係が無いから、委員会に本会議が注文や制限を加えることができない。委員会は法案を廃案とすることもでき、委員会の開会は委員長が決定するものである。このように、議案の審議に当たって、委員会の地位は極めて重いものとなっていった。

すなわち、「委員会は、少数の議員によって構成される議院の機関であって、議院の議決を必要とする事件について、付託を受けて、その予備的審査をなすとともに、定められた所管事項につき、或は付託された事件につき、議院の有する国勢調査の権能を行使する機関であるが、従来の如き純然たる予備的審査の機関ではなく、実質的には寧ろ議院における第一次的審査機関に近い性格をもつもの⁽¹⁹⁾」に変わったといえよう。

4 委員会はなぜ公開されなかったか

会議の公開ということは、議事の公開すなわち傍聴の許可と、議事録の一般的公表すなわち

(14) 鈴木隆夫『国会運営の理論』連合出版社、1953、pp.8-10.

(15) 委員会付託とは、「議院の議決を要する事件について議院の議決に先立ち、その議決の資料とするために当該事件を所管する委員会の審査を経るためにその事件を当該委員会に委託する事を意味し、それは議院の審査権を委員会に委譲するのと異り、その審査の結果が本会議に報告されることによって、その事件が議院即ち本会議において最終的にその院の議に付せられる」ことを意味する。(同上、pp.97-98.)

(16) 同上、pp.3-5.

(17) 地方議会の場合は、本会議で提案説明を聴いたあと、基本的なことを審議し、その後、委員会で詳細に審査する。(地方議会研究会『議員・職員のための議会運営の実際』自治日報社、2006、p.259.)

(18) 国会法第50条の2

(19) 鈴木 前掲注(14)、p.13.

印刷発行の二つのことを意味する⁽²⁰⁾。

諸外国でも同様であったようだが⁽²¹⁾、では、なぜ本会議は公開されながら、委員会は公開とされなかったか。これについては、議会に委員会が設置されるようになった経緯の中からもみてとれるが、ここでもう一度整理してみると、次のようにまとめられよう⁽²²⁾。

①委員会は本会議の予備会議であり、内会議に過ぎないから、一般に公開する必要がない⁽²³⁾。

②委員会の審査の経過及び結果の報告は、議院に提出されるから、非公開としても弊害がない⁽²⁴⁾。

③非公開の会議の方が討論の形式化に陥るのを防ぎ、また一般国民に対する宣伝的、煽動的言論を少なくし、委員会の審議を技術的にし、討論の自由化と審議の能率化を促進する⁽²⁵⁾。

一方、委員会の役割が増大するにつれ、①委員会の決定は事実上本会議の決定となり、議院政治の真相を掴むためには、委員会の議事を知る必要がある、②委員会の非公開は、往々に政治の腐敗を伴い易い、などによって、委員会の議事こそ国民に公開すべきである、という議論が高まっていった⁽²⁶⁾。

非公開とは、公衆の傍聴禁止と会議録⁽²⁷⁾の一般頒布禁止である。公衆の傍聴禁止は、無条件の禁止ではなく、議員や委員長が許可した者の傍聴を許している。また、会議録の「一般」頒布禁止については、会議録を印刷し、かつこれを委員会を構成している人や委員会に出席する人に配布することは許されていると解釈される⁽²⁸⁾。さらに、「衆議院が、議院法第23条の規定があるにも拘らず、第1回議会（帝国議会）から議事報道のため、委員会に新聞通信記者の

20) 公開の原則を、①傍聴の自由、②報道の自由、③会議録の公開、とするものもある。(井上源三編『議会（最新地方自治講座5）』ぎょうせい, 2003, p.331.)

21) 「議院の会議を公開することは、1791年のフランス憲法において、議事の公開と議事録の印刷発行の二原則が規定されて以来、いずれの国の憲法も概ねこの原則を宣言しているし、イギリスにおいては法律上は公開の原則を認めていないが、実際は議院の許容の下に議院の会議はもちろん完全に公開であり、…（中略）…而して委員会の公開非公開については、本会議の公開の原則のように確立されているとはいいい難い」（鈴木 前掲注(14), pp.126-127.)

22) 同上, p.127.

23) 例えば、壁谷ほか『議院法義解』では、「委員会は本会議の準備会議で、議案の審査会であり、議院全体の集会でなく、一部の会合であるので、其の議決は国会または人民の意思を代表する効果を持たない。即ち、一種の内部会議であるから、本会議のように公開して、一般人民の傍聴を許す必要がない。ただ議員の場合は、審議状況を知ることによって、本会議での討論の参考になるから、傍聴を認めることが、むしろ本筋である」としている。(壁谷可六ほか『議院法義解』同労舎出版部, 明治22 (1889), pp.35-36)

24) 例えば、林田『議院法講義』では、「委員会で審議したことは、議院に提出されて、議院の是非を受けるのだから、公開しなくても弊害があるとはいえない」としている(林田亀太郎『議院法講義』日本法律学校, 明治25 (1892), p.123.)。これについては、国会法第53条でも、「委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。」というように規定している。

25) 「委員会は懇談の場所で、袴を脱ぎ、露骨の話し合いをするものだから、公開しないと云うに帰する」(田口 前掲注(8), p.251.)

26) 鈴木 前掲注(14), p.127.

27) 帝国議会においては、委員会は衆議院規則及び貴族院規則によって会議録を作成する事になっていた。議事を詳細に記録するため、会議録のほかに速記録も作成していた。衆議院の会議録は、出席者、開会散会の日時、会議に付した議案、表決、速記を付した時は速記録を編入し、速記を付さないときは決議の要領などを記載するものであった。決議の要領とは速記録をまとめたものだったので、第15回議会（明治33.12.26本会議）において、速記録を会議録に取り込み、速記録の作成をやめることとした。貴族院では、衆議院の場合の速記録を編入しないものとなっていたので、衆議院と貴族院では会議録が随分違うものであった。委員会においてどのような議事の際に速記を付し、どのような議事の際に速記を付さなかったかについては、特に基準があったわけではなかった。(田口 前掲注(8), pp.489-493.)

28) 同上, pp.246-247.

出入を許しているのも、見方に依れば公開の第一歩⁽²⁹⁾」といえよう。

現在の国会法を制定する審議過程においても、委員会が公開かどうか、著作権法との関係において問われている。公開の議場での発言には、著作権法第11条によって、著作権の保護対象とはならないが、委員会での発言はどうかという問いに対して、佐藤達夫政府委員は次のように答えている。

「今度の國會法に於きまして規定されました『議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。』云々でございます、此の規定が公開を規定したのか、即ち五十二條の規定がある爲に、今後の委員會は、公開のものと考えられるかどうかと云ふことが、是の解釋の鍵になるものと考えます、此の點は實は此の五十二條から直ちに委員會は公開であると云ふことは言ひ得ないと云ふ結論を持つて居ります、即ち委員長の許可を得たものが傍聴することが出来ると云ふことでありまして、無條件の公開とは相成つて居りませぬので、之を以て直ちに公開とは申せないと申ひます、さう致しますと委員會に於ける發言等は、其の演述に付ての著作権は發言者である議員の方が御持ちになつて居ると云ふ解釋にならざるを得ないと考へます⁽³⁰⁾」。

これに対して、鈴木衆議院事務次長は『国会運営の理論』の中で、「著作権法でいう「公開セル会議」というのも、必ずしも、議會制度上の本来の意義における公開に限っているものと解さねばならない理由に乏しいというべく、国会法第52条が規定した程度の不完全公開の委員会も、著作権法に所謂「公開セル会議」の中を含むものと見て差し支えないものと思われる。

而して、かく解することが、現在の委員会の公開性の程度からいっても、又著作権法の精神及び著作権の目的たるべき著作物の性質からいっても、より妥当ではあるまいか。⁽³¹⁾」と述べている。

このように、委員会は、制度上は非公開であるが、実質的には公開、と解釈していいのではないか。

一方、現在の地方議会における委員会の傍聴については、地方自治法に明文の規定はなく、委員会条例に任されている⁽³²⁾。委員会条例は、全国議長会が作成した標準委員会条例を参考にしており、標準委員会条例の第16条では「委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる⁽³³⁾」としている。この背景には、「委員会においては一致点を見つける必要があり、そのためには、主張するとともに譲歩しなければならない。傍聴人がいる前では、対立調となり、譲歩が難しい。委員会は、審査が第一で、傍聴は第二⁽³⁴⁾」という考えがこめられていると考えられる。

IV 地方議会の公開

行政情報の公開を巡る住民意識の高まりや、平成13年4月に施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（いわゆる「情報公開法」、平成11年法律第42号）によって、平成13年前後に、各都道府県は、情報公開条例を新たに設けたり、従来からある情報公開条例を全面改訂している⁽³⁵⁾。これらによって、地方議会における情報公開はかなり進展したといえる。

現在すべての都道府県で、情報公開条例を制定している。そのうち、執行機関として議会を

(29) 同上, pp.251-252.

(30) 第91回帝国議會貴族院国会法案特別委員会第3号, 昭和21年12月24日.

(31) 鈴木 前掲注(14), p.416.

(32) 地方自治法第111条「前三条に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。」前三条とは、委員会を置くことができるとした、第109条、第109条の2、第110条である。

(33) 原度『議會法概論 3訂版』政文堂, 2005, p.392.; 中島 前掲注(4), p.557.

(34) 地方議會研究会 前掲注(17), pp.321-322.

対象としているものが30団体（県）で、残りの17団体（都道府県）は、議会を情報公開の対象とした議会独自の情報公開条例を定めている⁽³⁶⁾。議会独自の情報公開条例を定めているのは、以下の都道府県である（平成19年2月時点）。

北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、宮崎県

現在、本会議はすべての都道府県議会で公開している。委員会の会議録や報告については、ホームページ、議会図書室や各都道府県内の図書館・文化施設等で閲覧可能となっているところが多いが、情報公開の開示請求によらなければならないところもある。例えば岩手県では、議会独自の情報公開条例を定めているが、データベースに掲載されていない委員会の会議録については、情報公開条例に基づいた開示請求をしなければならない、としている。また、会議録も、簡単な要点記録程度のものみみうけられる。これらのことは先にも述べたように、委員会のあり方として、①内部機関であって、議会としての意思決定を行う場ではない、②直接公開しなくとも、委員会審査報告書及び委員長報告、少数意見報告でその内容が本会議において明らかになる、③傍聴席を設けるゆとりがない、④委員の自由な発言を保障し、審査が形式主義になることを防ぐ⁽³⁷⁾、などのため、委員会を非公開としていることによると推測される。一方、三重県のように「三重県議会条例」を定め、その中で委員会の公開をうたっているところもある。

傍聴は、現在、かなり多くの都道府県で、本

会議・委員会とも可能となっている。ただし、委員会は会議室が狭く、傍聴席を設けるゆとりが乏しいということから、傍聴を極く少数に限定するところや、特定の委員会に限って傍聴を認めているところもある。形式的なことと思えるが、傍聴できる場合でも、届出によって委員長や委員会の許可を必要とするところもある。逆に、傍聴席を十分取れないところで、モニターテレビで視聴させる工夫をしているところもある。委員会については公開していないところもあるが、傍聴を認めるところが徐々に増えている。

このように、委員会の公開については、都道府県によって対応がまちまちである。ただ、情報公開と会議の公開はイコールでない。「情報公開条例が対象にするのは、公文書など記録された“有形情報”だけで、口頭発言による“無形情報”の場である会議を公開するかどうかは別問題だ。したがって情報公開条例の下でも、利害調整審議の公正確保のため委員会を非公開ないし傍聴禁止にすることは無関係である。…（中略）…しかしながら、委員会が非公開だったからといってその議事録・会議録公文書は当然非公開にならない⁽³⁸⁾」ということに注意する必要がある。

なお、全員協議会・委員会協議会・各派代表者懇談会などの事実上の協議体であり正式な会議の準備会としての役割を果たしているものが、非公開であり、会議録も作成されていない、というような課題も残っている⁽³⁹⁾。

(35) 情報公開法第41条「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう務めなければならない」

(36) 平成8年頃は、「情報公開の実施機関に、議会が参加しているのは、神奈川県と山梨県に過ぎない」宇都宮深志「議会情報へのアクセス」『都市問題』87巻11号、1996.11、p.31.

(37) 宮崎伸光「自治体議会における情報公開」『都市問題』90巻9号、1999.9、pp.51-63.

(38) 兼子仁「地方自治体の情報公開一議会を中心にして」『地方議会人』29巻12号、1999.5、p.18.

(39) 宮崎 前掲注(37)、p.57.

V 地方議会の提供情報について

現在、すべての都道府県議会がホームページを設け、議会の仕組みの説明、お知らせ、会議録の公開、傍聴等の手続きなどを掲載している。それをもとにして、具体的に議会の情報公開の状況、傍聴制度、会議録、議会中継、広報的な刊行物としての議会のお知らせ、などについて別表（地方議会の会議録等の公開状況）にまとめてみた。ここでは、会議録、議会中継、及び刊行物について、簡単に解説する。

1 会議録データベース

すべての都道府県で、本会議については、会議録をデータベース化して提供している。

各地方議会の会議録の提供システムは、国会の会議録の提供システムとかなり似た構造をとっているため、国会の会議録と地方議会の会議録を、余り違和感なく、相互に利用できるのではないと思われる。

提供する会議録データも、システムを構築した時点以降のものから、過去の会議録まで遡及したものまで様々である。検索機能としては、期間、会議、発言者、キーワードなどから検索できるようになっているものが多い。

ただ、委員会については、公開の関係もあるのか、データベース化が十分とはいえないように思える。また、委員会会議録をデータベース化しているところも、すべての委員会をデータベース化しているところは少なく、予算決算など一部のところが多い。これは、本会議と委員会の扱いの違いによるのであろうが、本会議と同じように公開していくべきであろう。それによって、住民にとっては、自分たちの生活にかなり密着したことがらだが、どのような問題点があり、また、どのような過程を経て決められたかが、見えてくることになるからである。

ユニークなのは、クイックアクセスといって、話題となっているキーワードやその地域独

自の重要なキーワードを表示しておいて、それをクリックするとそのキーワードを含む会議録が表示される、あるいはそのキーワードが検索語の欄に入って、わざわざ入力しなくても済む、というような工夫がなされているシステムも、いくつか見られることである。キーワードがなかなか思いつかなかったり、地域の議会であるから、話題がかなり絞られる可能性が高いということを見ると、非常に便利な機能で、利用者のことを考えた情報提供という面から、参考にすべきものであろう。

2 中継、録画

最近のインターネット通信の高速化や、情報機器の高機能化によって、会議のインターネット中継が急速に増えている。中継をしていないところはむしろ少数派になってきている。インターネットに加えてTV中継を行っているところもある。必ずしもどの世帯でも、インターネットを利用している状況ではないので、TV中継は有力である。ただ、中継をしていてもまだ本会議のみというところが多く、委員会ではせいぜい予算決算関係程度のところが多い。中継には、経費や人を要するという問題がある。

インターネット中継をしているところは、ほとんど録画も提供している。録画は、データ容量の問題等もあってか、提供期間が短い。会議録がDBに掲載されるまで、最新の会期分だけ、あるいは直近の数回分のみというところが多く、数年前にまでさかのぼって見られるものはきわめて少なく、まして全委員会までというところは、ほとんどない。

3 刊行物

多くの都道府県では、定例会が終了するとその報告ということで、「議会だより」のようなものが出されている。刊行は年4回が多い。大体2～4ページ程度の薄いもので、おもに新聞の折込で各家庭に配られている。インターネッ

トの普及によって、刊行物をホームページでも提供するところが増えている。

おわりに

平成13年前後を境として、地方議会の情報公開はかなり進んだといえる。本会議の会議録もすべての都道府県がインターネットで公開しているし、ほとんどの都道府県で本会議の中継や録画の配信を行うまでに進んできている。今後求められるのは、人手の問題もあるかと思われるが、会議の開催から会議録の提供までのタイムラグを、もう少し縮めていくことであろう。

一方、委員会については、これまで見てきたように、都道府県によってかなり事情が異なっている。法的には求められていないものの、やはり実質的には、すべての委員会で傍聴を認め、会議録については、会議の要旨でなく、発

言のすべてを記録し公開することが求められるであろう。それができないものについては、秘密会的な扱いをするなどの対応方法があるはずである。委員会のあり方については、これまでみてきたようにいろいろな考え方があるとはいえ、今日では、本会議に代わり詳細な議論を戦わせている実質的な審査機関となっており、その情報は可能な限り開示していくことが望まれる。

今後、地方への権限委譲などが進み、地方自治のあり方が変わっていくと、地方議会の重要性は益々高まり、議会の情報公開は、これまで以上に重要になっていくであろう。そして情報の開示も、情報公開条例によって求められてから開示するのではなく、議会側から積極的に発信する、というような姿勢が期待される。

(おおやま ひでひさ 議会官庁資料調査室)

別表 地方議会の会議録等の公開状況

	会議録DB	中継・録画	刊行物	傍聴	情報公開
北海道 (http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/)	・本会議、予算特別、決算特別、企業会計決算特別(昭和45年～) 検索～発言者、会議、検索語、期間 *閲覧機能あり ・その他の委員会は審議概要(平成15年5月～)	中継～本会議、予算・決算特別の知事総括質疑録画～本会議(平成15年5月～)	「北海道議会時報」第1号(昭24)～ *すべてホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「北海道議会情報公開条例」平成11年6月1日
青森県 (http://www.pref.aomori.lg.jp/gikai/)	本会議、決算特別、全員協議会(昭和58年5月～) 予算特別(平成9年度～) その他の委員会(平成12年度～) 検索～会議名、期間、発言者、検索語	中継～本会議録画～本会議(平成18年2月～) 会議名、開会日、発言者、案件名で検索可		本会議のみ可	「青森県情報公開条例」平成11年4月30日。それ以前のもの、永久保存で目録等の検索手段が整備されている行政文書に限る。
岩手県 (http://www.pref.iwate.jp/hp0731/)	・本会議、予算特別、決算特別(平成7年2月～) 検索～期間、会議、発言者、検索語 *閲覧機能あり ・常任、4特別(平成17年6月～) *閲覧機能のみ *会議録DBにない委員会(議会運営等)の会議記録については、情報公開制度に基づく公文書の開示請求による。	中継、TV中継～本会議、予算・決算特別録画～本会議、予算・決算特別(会議録がホームページに掲載されるまで)	「いわて県議会だより」第1号(昭52)～ *直近の1年分をホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「岩手県議会情報公開条例」平成11年4月1日

<p>秋田県 (http://gikai.pref.akita.lg.jp/gikaiindex.phtml)</p>	<p>・平成17年から～本会議、常任、総括質疑 検索～検索語、会議名、期間、発言者 (検索語は検索ランキングによる「トレンド情報」から選択可) ・平成16年以前～本会議(平成11年～) 検索～検索語、会議名、期間、発言者 *閲覧機能あり 委員会(平成15年6月～) *閲覧機能のみ</p>	<p>中継～本会議録画～本会議(平成17年6月～)</p>	<p>「県議会だより」第1号(昭52)～第106号(平16) 「あきた県議会だより」第107号(平16)～ *第88号(平11)からホームページにも掲載</p>	<p>本会議のみ可</p>	<p>「秋田県情報公開条例」平成13年4月1日</p>
<p>宮城県 (http://www.pref.miyagi.jp/kengikai/)</p>	<p>本会議(昭和22年～) 決算特別(昭和52年～) 予算特別(平成9年～) 常任、特別、予算・決算各分科会(平成15年7月～) 検索～期間、会議、発言者、検索語 *閲覧機能あり</p>	<p>中継～本会議録画～本会議(平成17年6月～)</p>	<p>「みやぎ県議会だより」第1号(昭62)～第76号(平18) *第52号までは「宮城県議会だより」 ・第77号(平18)より新聞掲載に *第53号(平12)からホームページにも掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例」平成9年4月1日</p>
<p>山形県 (http://www.pref.yamagata.jp/10/101000.html)</p>	<p>本会議、予算特別(平成12年2月～) 検索～会議、検索語、発言者、文書種別</p>	<p>中継～本会議録画～本会議(会議録が発行されるまで)</p>	<p>・「山形県県議会県議会だより」第1号(昭50)～第55号(平1) ・「議会だより」(第56号(平1)～第123号(平17)) ・平成18年から「県議会だより」と改題して県広報誌「県民のあゆみ」に掲載 *第112号(平15)よりホームページにも掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「山形県議会情報公開条例」平成12年10月1日</p>
<p>福島県 (http://www.pref.fukushima.jp/gikai/)</p>	<p>本会議(平成11年6月～) 検索～検索語、発言者、検索対象(会議等)、開催年(検索機能は、平成13年～) 閲覧機能あり 委員会(平成14年2月～)～委員会記録(公式記録、要点筆記)をさらに要約したもの 閲覧機能のみ 平成16年2月分からは「委員会記録」の質疑応答部分をそのまま掲載</p>	<p>中継、ラジオ中継～本会議録画～本会議、総括審査会、全員協議会(公式記録がホームページに掲載されるまで)</p>	<p>定例会終了後、新聞に「県議会ふくしま」を掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「福島県議会情報公開条例」平成13年10月1日</p>
<p>東京都 (http://www.gikai.metro.tokyo.jp/index.htm)</p>	<p>本会議、委員会(平成5年1月～) 検索～検索語、発言者、文書(会議名)、期間・日付 *クイックアクセス(最近の質疑で出た語)機能で直接会議録一覧が可能 *閲覧機能あり</p>	<p>中継、TV中継～本会議、予算特別録画～本会議、予算特別(直近の数議会分)</p>	<p>「都議会だより」第1号(昭35.4)～ 「都議会レポート」第1号(昭45.4～第378号(平14.冬))以後は「ネットリポート」に</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「東京都議会情報公開条例」平成11年4月1日</p>

神奈川県 (http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/gikai.htm)	本会議（平成15年5月～） 決算特別、予算（平成16年6月～） 検索～会議録種別、期間、会議、検索語	中継、TV中継～ 本会議 録画～本会議（2年分ほど）	「議会かながわ」 第1号（昭58.6）～	本会議、委員会とも可	「神奈川県情報公開条例」平成12年4月1日
千葉県 (http://www.pref.chiba.jp/gikai/index.html)	本会議（平成4年9月～） 予算（平成16年2月～） 検索～検索語、発言者、文書の種類、期間 *閲覧機能あり 常任、議会運営（1年分）～審議結果報告	中継～本会議、予算 録画～本会議、予算（直近3議会分）	「ちば県議会だより」 第1号（昭54）～ *第87号（平12.8） よりホームページにも掲載	本会議のみ可	「千葉県議会情報公開条例」平成14年4月1日 *施行日前の公文書は「開示の申出」により対応
茨城県 (http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/)	本会議（平成7年～） 委員会（平成8年～） 委員会によって提供時期は異なる） 検索～検索語、発言者、会議名、期間 *閲覧機能あり	中継～本会議 録画～本会議（1議会分）	「県会だより」第1号（昭42.11）～第109号（平6.10） 「いばらき県議会だより」第110号（平6.12）～ *第143号（平15.4） よりホームページにも掲載	本会議のみ可	「茨城県議会情報公開条例」平成13年4月1日
栃木県 (http://www.pref.tochigi.jp/gikai/index.html)	本会議（平成11年2月～） 常任（平成16年4月～） 検索～検索語、会議名、期間、発言者 *閲覧機能あり	中継～本会議 録画～本会議（平成16年6月分～）	「県議会とちぎ」第1号（昭63.5）～ *第64号（平15.4） よりホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「栃木県議会情報公開条例」平成12年4月1日
埼玉県 (http://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/)	本会議（昭54年2月～） 予算特別（平成16年2月～） 検索～年、検索語、内容種別、発言者 *閲覧機能あり	中継、録画～本会議、 予算特別（1年分）	「さいたま県議会だより」第1号（昭55.5）～ *第101号（平17.4） よりホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「埼玉県議会情報公開条例」平成11年4月1日
群馬県 (http://www.pref.gunma.jp/k/01/k0100100.htm)	本会議（平成7年5月～） 検索～検索語、期間、発言者、会議名 *閲覧機能あり	中継～本会議 録画～本会議（1年分、検索機能あり）	「ぐんま県議会だより」第1号（平11.7）～第12号（平14.4） 「県議会最前線」第13号（平14.7）～ *第28号（平18.4） よりホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「群馬県情報公開条例」平成13年1月1日
山梨県 (http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/gikai/index.html)	本会議（平成4年2月～） 検索～検索語、発言者、期間	TV中継～本会議 録画～ナシ	「やまなし県議会だより」第1号（昭48.4）～ *第105号（平17.11） よりホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「山梨県情報公開条例」平成12年4月1日
長野県 (http://www.pref.nagano.jp/gikai/tyousa/index.htm)	本会議（平成7年2月～） 常任（平成17年2月～） 検索～会議種別、検索語、発言者、期間 *閲覧機能あり	中継～本会議 録画～本会議（平17.12～）	「こんにちは県議会です」を新聞に掲載（第1号（昭60.4）～） *第71号（平14.8） よりホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「長野県情報公開条例」平成11年10月1日
新潟県 (http://www.pref.niigata.jp/gikai/kengikai/index.htm)	本会議（平成11年5月～） 常任、連合、特別（平成14年2月～） 議会運営（平成14年5月～） 検索～検索語、発言者、会議名、年 *閲覧機能あり	中継～ナシ 録画～本会議、連合（開会2日後～閉会1週間後）	「にいがた県議会だより」第1号（平14.6）～ *第9号（平16.5） よりホームページにも掲載	本会議可、委員会は委員長 の許可で可	「新潟県情報公開条例」平成14年4月1日

愛知県 (http://www.pref.aichi.jp/gikai/)	本会議（平成8年5月～） 委員会（平成15年5月～） 検索～検索語、発言者、会議名、期間 *閲覧機能あり	中継～本会議 録画～本会議（平17.6～）	「愛知県議会の動き」（当館所蔵第6号（昭47.7）～） 新聞掲載の「広報あいち」の中に「県議会だより」	本会議可、委員会は委員長 の許可で可	「愛知県情報公開 条例」平成13年4 月1日
三重県 (http://www.pref.mie.jp/GIKAIS/kengi/gikai.htm)	本会議（平成9年～） 検索～会議種別、検索語、発言者、文書種別 *閲覧機能あり 委員会（平成14年度～） *閲覧機能のみ	中継～本会議、常任、特別 録画～本会議（平成16年9月～） 予算決算（平成16年12月～） 常任（平成17年6月～）	「みえ県議会だより」 *第50号（平12.5）よりホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「三重県情報公開 条例」平成9年度以降 「三重県議会基本 条例」平成18年12 月26日
静岡県 (http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/)	本会議（平成11年5月～） 検索～議会名、区分、会派、質疑者、答弁者、検索語 *閲覧機能あり 常任、特別（平成18年度～） *閲覧機能のみ	中継～本会議 録画～本会議（1年分、検索機能あり）	「静岡県議会だより」 *1年分はホームページにも掲載	本会議、委員会とも可 *委員会はモニターテレビによる視聴も可	「静岡県情報公開 条例」平成13年4 月1日
岐阜県 (http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s12159/gikai/)	本会議（平成元年～） 検索～年、会議、検索語、発言者 *閲覧機能あり	TV中継～本会議 録画～ナシ	「議会だより」を県 広報誌「ふれあい」に掲載 *1年分はホームページにも掲載	本会議可 委員会は委員長の許可で可、モニターテレビによる視聴も可	「岐阜県情報公開 条例」平成13年4 月1日
富山県 (http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/index.html)	本会議、予算特別（平成6年～） 政策討論（平成12年～） 検索～検索語、発言者、会議、期間 *主な検索語を掲載し、検索語が含まれる会議録一覧を直接表示する機能あり（クイックアクセス）	中継、TV中継～ 本会議、予算特別 録画～ナシ		本会議、予算特別のみ可	「富山県情報公開 条例」平成14年4 月1日
石川県 (http://www.pref.ishikawa.jp/gikai/)	本会議（平成3年度～） 委員会（平成11年度分～） 検索～発言種別、会議種別、検索語 *閲覧機能あり	中継～本会議、予算特別 録画～本会議、予算特別（平成12年6月分～）		本会議、委員会とも可	「石川県情報公開 条例」平成12年4 月1日
福井県 (http://info.pref.fukui.jp/gikai/index.html)	本会議、委員会（平成12年度～） 検索～検索語、会議、発言者、期間 *主な検索語を掲載し、検索語が含まれる会議録一覧を直接表示する機能あり（クイックアクセス）	中継～本会議、予算特別 録画～本会議、予算特別（次の定例会まで）	「県議会だより」を 新聞に掲載	本会議、委員会（議会運営、決算特別を除く）とも可	「福井県情報公開 条例」平成13年7 月1日
京都府 (http://www.pref.kyoto.jp/gikai/)	本会議、予算・決算特別（平成7年5月～） 検索～検索語、発言者、会議名、期間 *閲覧機能あり	中継～本会議、委員会 録画～本会議、委員会（直近1年分）		本会議、予算特別のみ可 その他の委員会はモニターテレビによる視聴	「京都府情報公開 条例」平成13年4 月1日

大阪府 (http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/gikai/index.html)	本会議、委員会（平成元年度～） 検索～期間、発言者、検索語 *閲覧機能あり 会議概要（昭和46年度～昭和63年度）	中継～本会議、委員会 録画～本会議、委員会（直近の会議分） *検索機能あり	「大阪府議会だより」（府の広報誌「府政だより」に収載） *第118号（平15.7）よりホームページにも掲載	本会議可 委員会はモニターテレビによる視聴	「大阪府議会情報公開条例」平成13年7月1日
兵庫県 (http://www.hyogokengikai.jp/)	本会議、予算特別、決算特別（昭和61年～） その他委員会（質疑等の要点のみ、平成17年6月～） 検索～検索語、期間、発言者、会議 *閲覧機能あり *主な検索語を掲載し、検索語が含まれる会議録一覧を直接表示する機能あり（クイックアクセス）	中継～本会議、予算特別、決算特別 録画～本会議、予算特別、決算特別（直近1年分）	「ひょうご県議会だより」 *第69号（平18.4）よりホームページにも掲載	本会議可 委員会は委員会の許可で可	「兵庫県議会情報公開条例」平成13年4月1日
奈良県 (http://www.pref.nara.jp/gikai/index2.html)	本会議（平成3年～） 検索～年、会議、検索語、発言者 *閲覧機能あり 委員会（平成17年～） *閲覧機能のみ	テレビ中継～本会議 録画～ナシ		本会議のみ可	「奈良県情報公開条例」平成13年4月1日
和歌山県 (http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/index.html)	本会議（平成元年～） 検索～検索語、開催年月 *閲覧機能あり	中継～本会議 録画～本会議（直近1年分）	「和歌山県議会だより」第1号（平2.1）～17号（平17.8）以後、県広報誌「県民の友」に吸収	本会議、委員会とも可	「和歌山県情報公開条例」平成13年10月1日 但し、平成13年4月1日以後に決裁又は供覧の済んだものを含む。
滋賀県 (http://www.pref.shiga.jp/gikai/)	本会議（昭和62年～） 予算・決算特別（平成15年～） 検索～発言種別、会議種別、検索語 *閲覧機能あり	中継～本会議、予算特別 録画～本会議、予算特別（1年分）	「滋賀県議会だより」第1号（平10.8）～ *第1号よりホームページにも掲載	本会議、委員会とも可	「滋賀県情報公開条例」平成11年10月1日
広島県 (http://www.pref.hiroshima.jp/gikai/index.html)	本会議（平成3年5月～） 予算特別（平成12年～） 検索～検索語、発言者、文書種別、期間 *閲覧機能あり	中継～本会議、予算特別、決算特別 録画～本会議、予算特別、決算特別（1年分）	「ひろしま県議会だより」第1号（平17.11）～ *第1号よりホームページにも掲載	本会議可 委員会はモニターテレビによる視聴	「広島県議会情報公開条例」平成15年4月1日 *それ以前の公文書は永久保存のもの
岡山県 (http://www.pref.okayama.jp/syokyoku/gikai/gikai.htm)	本会議（平成2年9月～） 検索～議会名、区分、会派、発言者、検索語	中継～本会議 録画～本会議（議事録をホームページに掲載するまでの間）		本会議可 委員会はモニターテレビによる視聴	「岡山県議会情報公開条例」平成14年4月1日
鳥取県 (http://www.pref.tottori.jp/gikai/)	本会議（平成7年5月～） 検索～検索語、発言者、会議名、内容種別、期間 *閲覧機能あり	中継、TV中継 録画～本会議（会議録をホームページに掲載するまでの間）	「鳥取県議会年報」 *平成17年版よりホームページによる提供のみ	本会議、委員会とも可	「鳥取県議会情報公開条例」平成13年4月1日

<p>島根県 〈http://www5.pref.shimane.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AM04000〉</p>	<p>本会議（平成7年5月～） 委員会、全員協議会（平成13年4月～） 検索～検索語、発言者、会議名、期間</p>	<p>中継～本会議録画～本会議（約1年分） それ以前（但し、平成14年9月以降）は会議録検索システムの各発言ごとに映像が参照できる</p>	<p>「しまね県議会だより」を新聞に掲載 *平成18年9月定例会よりホームページにも掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「島根県情報公開条例」平成13年10月1日</p>
<p>山口県 〈http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kengikai/index.htm〉</p>	<p>本会議（平成8年～） 検索～期日、検索語、発言者、会議名 *分類から、その関連の会議録一覧を直接表示する機能あり（クイックアクセス） *閲覧機能あり</p>	<p>中継～本会議録画～本会議（平成16年6月～）</p>		<p>本会議可 委員会は委員長の許可で可</p>	<p>「山口県情報公開条例」平成13年4月1日</p>
<p>香川県 〈http://www.pref.kagawa.jp/gikai/〉</p>	<p>本会議（平成3年～） 検索～検索語、発言者、文書種別、期間 *主な検索語を掲載し、検索語が含まれる会議録一覧を直接表示する機能あり（クイックアクセス） *閲覧機能あり</p>	<p>中継、録画～ナシ</p>	<p>「はっと県議会かがわ」（平15～） *それ以前は「県議会だより」として県広報誌で提供 *平成10年分よりホームページにも掲載</p>	<p>本会議可 委員会はモニターテレビによる視聴</p>	<p>「香川県議会情報公開条例」平成12年10月1日</p>
<p>徳島県 〈http://www1.outokushima.net/gikai/〉</p>	<p>本会議（平成3年～） 検索～開催年、検索語、発言者、文書種別</p>	<p>中継～本会議録画～本会議（平成16年6月～）</p>	<p>「とくしま県議会だより」第1号（平6.5）～</p>	<p>本会議可 委員会はモニターテレビによる視聴</p>	<p>「徳島県情報公開条例」平成13年10月1日</p>
<p>高知県 〈http://www.pref.kochi.jp/~gikai/index.html〉</p>	<p>本会議（平成7年2月～） 常任（平成10年7月～） 特別（平成10年11月～） 予算（平成8年2月～） 検索～開催年、検索語、会議種別、発言者 *閲覧機能あり</p>	<p>中継～本会議、予算録画～本会議、予算（2年分）</p>	<p>「こうち県議会だより」第1号（平11.6）～ *第1号からホームページにも掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「高知県情報公開条例」平成11年4月1日 *それ以前の公文書は、永久保存のもの</p>
<p>愛媛県 〈http://www.pref.ehime.jp/gikai/index.htm〉</p>	<p>本会議（平成3年～） 検索～期間、検索語、発言者</p>	<p>中継～本会議 *平成19年2月から開始</p>		<p>本会議可 常任委員会～県議会議員を通して申込み</p>	<p>「愛媛県情報公開条例」（平成11年1月1日）</p>
<p>福岡県 〈http://www.gikai.pref.fukuoka.jp/〉</p>	<p>本会議（平成7年5月～） 委員会（平成12年4月～） 検索～検索語、発言者、会議種別、期間 *閲覧機能あり（一部）</p>	<p>中継～本会議録画～本会議（1年分） *検索機能あり</p>	<p>県の広報紙「福岡県だより」と「グラフふくおか」の中に「県議会だより」を掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「福岡県情報公開条例」平成9年7月1日</p>
<p>大分県 〈http://www.pref.oita.jp/21000/index.html〉</p>	<p>本会議（平成1年～） 検索～年度、検索語、会議種別、会議、文書種別 *閲覧機能あり</p>	<p>中継、TV中継～本会議録画～本会議（直近分）</p>	<p>「県議会おおいた」第1号（平3.9）～ *第55号（平16.8）よりホームページにも掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「大分県情報公開条例」平成13年4月1日</p>
<p>佐賀県 〈http://www.pref.saga.lg.jp/att-contents/gikai/〉</p>	<p>本会議、委員会（平成11年5月～） 検索～検索語、発言者、会議の種類、期間</p>	<p>中継～本会議録画～本会議（平成16年9月～） *検索機能あり</p>	<p>「佐賀県議会だより」～県広報誌「県民だより」に収載 *平成17年2月分よりホームページにも掲載</p>	<p>本会議、委員会とも可</p>	<p>「佐賀県情報公開条例」平成14年4月1日</p>

長崎県 (http://www.pref.nagasaki.jp/gikai/)	本会議、委員会(平成8年～) 検索～検索語、発言者、会議種別、文書種別 *閲覧機能あり	中継～本会議録画～本会議(2年分) *検索機能あり	「県議会ながさき」として定例会毎に新聞に掲載	本会議、委員会とも可	「長崎県情報公開条例」平成15年4月1日
宮崎県 (http://www.gikai.pref.miyazaki.jp/)	本会議(平成12年～) 検索～検索語、発言者、会議種別、文書種別、期間 *閲覧機能あり(直近2年分)	中継、TV中継～本会議録画(平成17年6月～) *検索機能あり	「県議会の動き」第1号(平18.7)～ *第1号よりホームページにも掲載	本会議可 委員会～委員会の許可で可	「宮崎県議会情報公開条例」平成15年4月1日
熊本県 (http://www.pref.kumamoto.jp/assembly/contents/index.html)	本会議(平成1年～) 検索～年、会議種別、検索語、発言者 委員会～直近の会議録が閲覧できる	中継～本会議録画～本会議(直近分)	「くまもと県議会報」第1号(昭43.11)～	本会議のみ可	「熊本県情報公開条例」平成13年4月1日
鹿児島県 (http://www.pref.kagoshima.jp/gikai/)	本会議(昭和60年～) 委員会(平成7年～) 検索～検索語、発言者、会議種別、文書種別、期間	中継～本会議録画～本会議(会議録がホームページに掲載されるまでの間) *検索機能あり	「かごしま県議会だより」 *直近分がホームページにも掲載	本会議可 委員会は委員長の許可で可	「鹿児島県情報公開条例」平成11年7月1日
沖縄県 (http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=194)	本会議(昭和60年～) 検索～年、発言者、議案、検索語 *主な検索語を掲載したクイックアクセスあり *閲覧機能あり 予算特別(平成13年～)～閲覧機能のみ 決算特別(平成12年～)～閲覧機能のみ	中継～本会議録画～本会議(平成17年6月～) *検索機能あり		本会議可 委員会は委員長の許可で可	「沖縄県情報公開条例」平成14年1月1日

(出典) 各都道府県議会のホームページ等から筆者が作成。

- ①情報は平成19年2月現在。
- ②配列は、「都道府県議長会」のホームページの順とした。
- ③URLは各議会のホームページ。
- ④会議録データベースの説明においては、委員会という表示は省略した(予算特別委員会→予算特別)。
キーワード、検索語等の表記は、検索語で統一した。
会議録における閲覧機能とは、検索しないで直接該当の会議録を表示させる機能。
- ⑤中継：ホームページ上でインターネットによるもの。
TV中継：テレビやケーブルテレビ等で中継するもの。
- ⑥刊行物は、議会独自の広報誌とホームページ提供の有無を記載した。
刊行物は、住民に対する広報誌を主に記載した。記載していない場合も、県の広報誌等で広報されていることがある。「議会時報」のようなものは、ほとんどとりあげていない。
刊行物のタイトル名は、当館のNDL-OPACによった。当館で所蔵していないものについては、各議会のホームページに記載されている名称とした。
刊行物の刊号や刊年の記載していないものは、当館未所蔵。
- ⑦情報公開で、都道府県の情報公開条例が記載されているものは、議会を実施機関としているもの。その場合、情報公開の施行日に関しては、議会への適用日を記載した。条例に議会に関する施行日が特別に記載されていないものは、その条例の施行日を記載した。
情報公開における文書については、「公文書」「行政文書」など各自治体で表現が異なっている。